

就労証明書

証明を受ける者

住所 石岡市 柿岡5680番地1氏名 石岡 太郎

1

事業所の方へ

この証明書は、事業所の方のみが記入してください。また、様式に当てはめることのできない内容がある場合は、余白を活用してください。なお、内容の訂正を行う場合は、訂正印にて修正してください。

◆企業・官公庁・団体等は、下の枠内に証明してください。

上記の者の就労内容について以下のとおり証明します。

記入年月日 令和6年 10月 15日 記入者 佐藤事業所所在地 石岡市柿岡1111番地1名 称 株式会社 石岡 電話番号 0299(43)1111表 者 職 ・ 氏 名 代表取締役 石岡 二郎

2

勤務形態 ①常勤 ②非常勤 ③パートタイム ④派遣2 契約期間(定めがある場合) 令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日

3 勤務時間

(1) 勤務時間の定めがある場合 午前 午後 8時 30分 ~ 午前 午後 5時 30分勤務曜日(月・火・水・木・金・土・日) 週 5 日勤務上記曜日以外の勤務がある場合の曜日(土)理由(シフトによる)一ヶ月(2)日程度・年間(24)日程度

3

(2) 勤務時間の定めがない場合(シフト等の主な例を3つまで記入)

① 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

② 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

③ 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

勤務曜日(月・火・水・木・金・土・日) 1週間に()日程度勤務

4

【保護者の方へ】事業者が無断で作成または改変を行ったときは、印の有無にかかわらず、有印私文書偽造罪(刑法159条1項)、有印私文書変造罪(刑法159条2項)が成立し得るため、証明は必ず就労先に依頼し、作成してください。

◆自営業の方は下記に申し立てをし、民生委員・児童委員の証明を受けてください。

私は、専従者(主)として就労していることを申し立てます。

事業所所在地 石岡市柿岡5680番地1 電話番号 0299(43)1111専従者 石岡 太郎 事業の種類(農業)就労時間等 午前 午後 8時 00分 ~ 午前 午後 5時 00分勤務曜日(月・火・水・木・金・土・日) 1週間に(6)日程度勤務

上記の内容に相違ないことを証明します。

令和6年 10月 15日民生委員・児童委員 氏名 民生 太郎

※この証明書は、石岡市放課後児童クラブ入所申請のために使用します。

就労証明書の記入例

記入漏れのないようにお願いします。

不備があった場合、入所許可決定が遅れる場合があります。

1

【児童名】

兄弟姉妹同時申請の場合、右上の児童名は連名で記載してください。
姉分は原本提出とし、弟妹分はコピーで構いません。

2

【契約期間】

契約期間が入所申請期間前に終期となる場合は、後日再度提出していただきます。

3

【勤務時間】

勤務時間は、原則午後3時を過ぎる時間(放課後の時間に勤務している)
でなければなりません。土曜日の勤務が確認できない場合は、土曜日の利用はできません。

また、土曜日に常に勤務でない場合は、利用の都度(月ごと)、土曜利用に関する書類を提出していただきます。

4

【自営業の場合】

事業所所在地または住所地の民生委員・児童委員から証明を受けてください。

民生委員が記入するのは、下部の日付と氏名のみです。

上部の事業所所在地や専従者の氏名等を事前に記入してから、証明を受けてください。